

平成25年3月に発行する「市川市民まちづくり債」の募集を1月下旬から開始します。
「まちづくり債」は、市民のみさんから地方債という形で直接資金の提供を受け、事業の財源とするものです。今年度も5億円の募集を行い、クリーンセンター延命化事業や消防自動車購入費などの財源として活用させていただきます。
詳細につきましては、広報いちかわ11月17日号でお知らせします。

2012年 (平成24年) **10月27日(土) 決算特別号**

広報いちかわは新聞折り込みでお届けするほか、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。

平成23年度 決算報告

人事行政運営等の状況

平成23年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算が、市議会9月定例会で認定されました。

23年度決算の大きな特徴は、東日本大震災による被害に対処するため公共施設の復旧や被災者への支援を迅速に行ったことです。本特別号では、これら復旧経費の内容とともに、みなさんから納めていただいた税金や、国・県からの補助金がどのように使われたのか、財政の健全性に関する指標である健全化判断比率、市の保有する資産や負債などについてお知らせします。

また、人事行政運営などの状況についても併せてお知らせします。

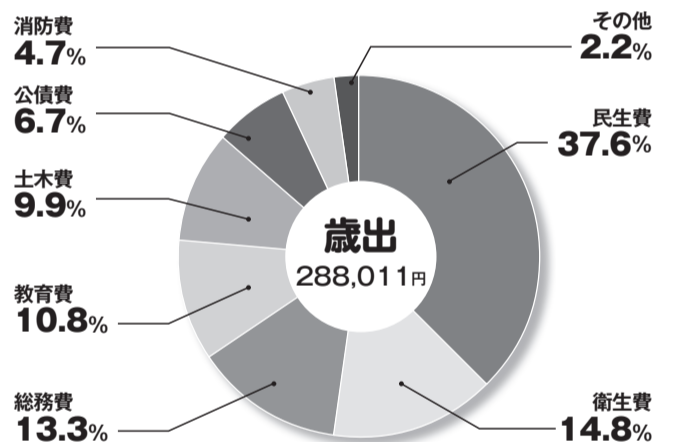
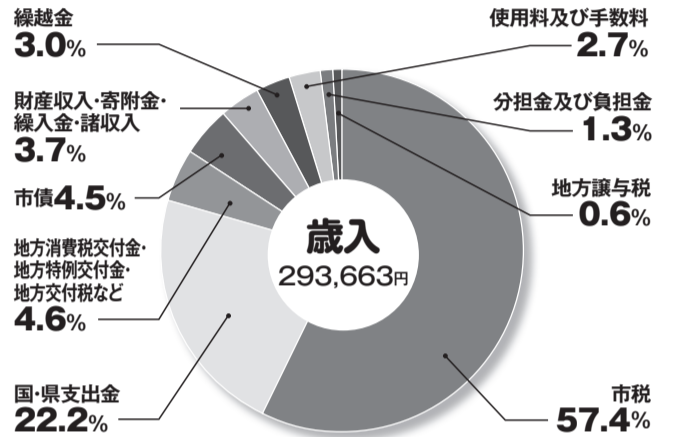
一般会計のあらまし 市民1人当たりの歳入と歳出

市の人口 / 45万8,679人 (平成24年3月31日現在・住民基本台帳人口)

歳入		293,663円
市税	みなさんが納めた税金	168,617円
国・県支出金	市の事業に対し、国や県から交付されたお金	65,106円
地方消費税交付金・地方特例交付金・地方交付税など	消費税の一部として県から交付されたお金、減税を補うために国から交付されたお金、所得税などの国税の中から交付されたお金など	13,580円
市債	国や金融機関などから借り入れたお金	13,212円
財産収入・寄附金・繰入金・諸収入	市有地を売却して得たお金、寄附金、基金(貯金)を取り崩したお金など	10,813円
繰越金	前年度から繰り越したお金	8,696円
使用料及び手数料	施設の使用料や住民票の手数料など	7,964円
分担金及び負担金	保育料や施設の入所費用など、特定の利益を受ける方が負担したお金	3,893円
地方譲与税	国が徴収した自動車重量税などから分配されたお金	1,782円

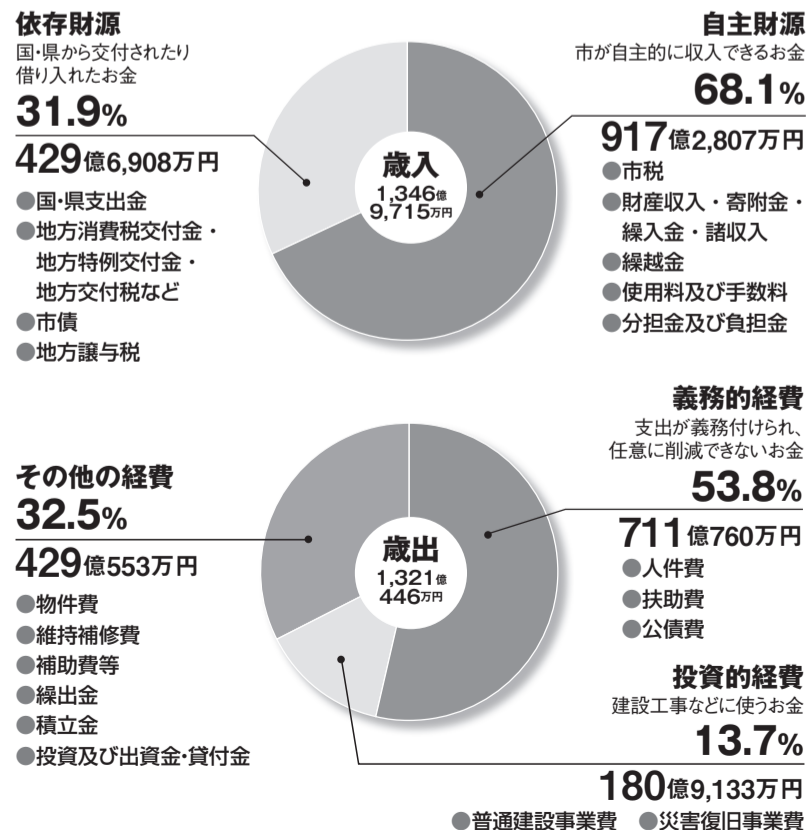
歳出		288,011円
民生費	高齢者、障害者、児童などの福祉の費用	108,399円
衛生費	ごみ処理、保健衛生などの費用	42,641円
総務費	文化振興や防災対策、情報化推進などの費用	38,221円
教育費	小・中学校、幼稚園、生涯学習振興などの費用	30,977円
土木費	道路、河川、公園などの費用	28,453円
公債費	国や金融機関などから借り入れたお金の返済費用	19,304円
消防費	消防・救急活動の費用	13,572円
その他	商工業振興などの費用	6,444円

市民1人当たりの市債残高 **148,845円** 平成22年度対比 2,941円減少



決算収支 (財源・性質別)

一般会計歳入・歳出差引額 **25億9,269万円**



健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた実質的な将来負担などを表す指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標(資金不足比率)を議会に報告し、公表しています。
平成23年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準などを下回り、財政状況は前年度に引き続き健全段階であるという結果となっています。

健全化判断比率 (地方公共団体の財政の健全性に関する指標)

指標名	内容	対象範囲	23年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	-%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営企業会計	-%	16.25%	30%
実質公債費比率(3カ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営企業会計・一部事務組合・広域連合	2.0%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営企業会計・一部事務組合・広域連合・地方公社・第三セクターなど	7.1%	350%	-

資金不足比率 (地方公営企業の経営の健全性に関する指標)

指標名	内容	対象範囲	23年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	-
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合	下水道事業会計 卸売市場事業会計 南口再開発事業会計 病院事業会計	-% -% -% -%	20%	-

※「23年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「-%」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字及び資金の不足額がないことによるものです。